鳥取県立倉吉総合看護専門学校清涼飲料水自動販売機設置仕様書

１　概要

（１）設置する清涼飲料水自動販売機の種類

清涼飲料水の販売を行う自動販売機

なお、販売する清涼飲料水は、缶、紙パック等閉容器のものに限る。

（２）清涼飲料水自動販売機の設置場所

　　　鳥取県立倉吉総合看護専門学校（鳥取県倉吉市南昭和町１５番地）

　　　本館１階　栄養実習室

（３）清涼飲料水自動販売機の設置台数

　　　１台

（４）清涼飲料水自動販売機の設置期間

　　　令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

（５）清涼飲料水自動販売機の利用対象者

鳥取県立倉吉総合看護専門学校（以下「学校」という。）学生及び職員、来庁者等

（６）付属して設置する物品等

　　ア　使用済容器回収ボックス

清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置業者は、設置する自動販売機の近隣に、使用済容器回収ボックスを設置する。

イ　子メータ

　　　　自動販売機設置業者は、設置した自動販売機の電気使用量を計測するため、計量法（平成４年法律第５１号）の規定に基づく検査に合格した子メータを設置する。

（７）使用可能範囲

　　ア　自動販売機　　　　　　　　幅１．３ｍ×奥行１．１ｍ×高さ２．２ｍ

　　イ　使用済容器回収ボックス　　幅１．０ｍ×奥行０．８ｍ

（８）販売実績

　　　約４，０００本／年

　　　ただし、自動販売機設置後の販売数は、この数を上回り又は下回ることがある。

（９）関係法令の遵守

自動販売機設置業者は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）等関係法令を遵守すること。

２　設置期限

自動販売機設置業者は、令和４年４月１日（金）までに、自動販売機、使用済容器回収ボックス及び子メータ（以下「自動販売機等」という。）を設置場所に設置する。

３　学校に支払う経費等

（１）行政財産使用料

ア　行政財産使用料は、鳥取県行政財産使用料条例（昭和３９年鳥取県条例第７号）の規定に基づき、使用面積により算定した金額とする。

イ　使用面積は、設置する設備（自動販売機、使用済容器回収ボックス及び転倒防止用鉄板）を建物の床面に投影した面積と自動販売機後方の放熱余地面積の合計とする。

ウ　行政財産使用料年額は、次のとおり算定したＢ円とする。

（ア）８３０円／㎡・月×使用面積（１㎡未満の端数は切上げ）＝Ａ円／月（小数点以下切捨て）

（イ）Ａ円／月×１２月＝Ｂ円／年

エ　行政財産使用料の減免は、認めない。

（２）取扱手数料

公有財産事務取扱要領（平成２１年７月２４日付第２００９０００６２４８２号鳥取県総務部長通知）第３章第５の３（３）ア（ウ）に規定する取扱手数料は、免除する。

　　　ただし、学校の学生の便に供するため、清涼飲料水の販売価格を考慮すること。

（３）光熱水費

ア　自動販売機設置業者は、設置した自動販売機の稼働に要する電気代を負担する。

イ　電気代は、公有財産事務取扱要領の規定に基づき、使用電力量により算定した金額とする。

ウ　電気代月額は、次のとおり算定したＤ円とする。

（ア）親メータにより学校の校長（以下「校長」という。）が支払った当該月の電気料金／親メータの表示する当該月の使用電力量＝Ｃ円／ｋＷｈ（小数点以下第３位切捨て）

（イ）Ｃ円／ｋＷｈ×子メータの表示する当該月の使用電力量（小数点以下切捨て）＝Ｄ円（小数点以下切捨て）

　　エ　子メータの検針は、毎月月末に学校の職員が行う。

（４）行政財産使用料等の納付等

ア　行政財産使用料及び光熱水費は、校長が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付する。

イ　行政財産使用料又は光熱水費を滞納したときは、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第　１１号）第１２０条の規定により計算した額を、遅延利息として支払う。

４　販売数量等の報告

自動販売機設置業者は、設置した自動販売機による毎月１日から末日までの間の販売数量及び売上額を、翌月の１５日までに報告する。

５　販売する商品の種類及び価格

自動販売機設置業者は、提案書に記載した販売品を、提案書に記載した価格で販売する。

６　販売する商品の種類又は価格の変更

（１）販売する商品の種類の変更

ア　自動販売機設置業者は、提案書に記載した販売品以外の商品を販売するときは、あらかじめ、その商品の商品名及び価格を、校長に対して書面により通知する。なお、その内容をさらに変更するときも同様とする。

イ　校長は、設置した自動販売機で販売する商品の種類に関して、自動販売機設置業者に対し文書により要望することができる。要望があった場合は、自動販売機設置業者は誠実に対応し、校長に対して書面により回答する。

（２）販売する商品の価格の変更

ア　自動販売機設置業者は、提案書に記載した価格（（１）アにより通知した価格を含む。）を変更するときは、あらかじめ、文書による校長の承認を受ける。なお、その内容をさらに変更するときも同様とする。

イ　消費税及び地方消費税の税率の変更に伴い、価格を変更する場合も、アと同様に取り扱う。

７　自動販売機等の維持保全

（１）自動販売機設置業者は、自動販売機等を適切に管理する。

（２）釣銭不足等の事態が起こらないよう留意する。

（３）自動販売機設置業者は、自動販売機等の維持保全のため、付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等を実施する。

（４）学校は、自動販売機の維持保全に協力する。

８　改善の要求

　校長は、自動販売機設置業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、自動販売機設置業者に対してその改善を要求することができる。自動販売機設置業者は、校長から改善の要求があった場合は、直ちに対応する。

（１）販売する清涼飲料水の質、サービスの不良等があるとき

（２）販売する商品の種類が不適当であるとき。

（３）自動販売機等の管理等が不適当であるとき。

９　自動販売機等の移動の依頼

校長は、庁舎管理のため、設置した自動販売機等の移動を自動販売機設置業者に対して依頼することができる。その場合、自動販売機等の移動に要する費用は学校が負担する。

１０　庁舎への立入り等

（１）自動販売機設置業者は、自動販売機への商品の補充、売上金の回収、使用済容器の回収等のため設置場所へ立ち入ることができる。

（２）（１）により設置場所へ立ち入る場合、自動販売機設置業者又はその従業員であることが判別できるよう名札等を着用する。

１１　苦情の処理

自動販売機設置業者は、自動販売機等に関する利用者等からの苦情に対して、自動販売機設置業者の責任において対応する。

１２　原状回復義務

自動販売機設置業者は、設置期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、直ちに設置した自動販売機等を撤去する。

１３　自動販売機設置業者が負担する費用

自動販売機設置業者は、自動販売機等の維持保全を行い、次の費用を負担する。

（１）自動販売機等の設置及び撤去に要する一切の費用

（２）自動販売機等に係る付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等に要する一切の費用

（３）販売する商品の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分に要する一切の費用

（４）自動販売機等により、校長又は第三者に損害が生じた場合の賠償に係る一切の費用

１４　再委託等

（１）自動販売機設置業者は、校長の承認を受けないで、自動販売機等の管理等を、再委託してはならない。

（２）校長は、再委託する業務に自動販売機等の管理等の中核となる部分が含まれている場合は、（１）の再委託の承認をしない。ただし、自動販売機設置業者に特段の理由がある場合は、この限りでない。

（３）自動販売機設置業者が、商品補充等の業務を第三者に委託する場合は、（１）の再委託の承認を要する。